

# 中心市街地活性化制度の概要

- 「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき、中心市街地における都市機能の増進、経済活力の向上を推進
- 市町村が、商工会議所等で構成される協議会と連携し、基本計画を作成。国の認定を受けた計画に対し、関係府省庁が連携して重点的に支援

## 市町村 (計画作成)

申請

認定

## 中心市街地活性化基本計画 (計画期間は概ね5年以内)

- 基本的な方針
- 位置及び区域
- 目標(定量的な数値目標)
- 中心市街地活性化のための事業
  - (1) 市街地の整備改善
  - (2) 都市福利施設の整備
  - (3) 街なか居住の推進
  - (4) 経済活力の向上
  - (5) 公共交通機関の利便性増進等
- 推進体制 など

支援

連携して  
作成

## 中心市街地活性化協議会

- ・ 商工会議所、商工会
- ・ まちづくり会社
- ・ 民間事業者、地域住民
- ・ 市町村 など

## 内閣府 (内閣総理大臣による計画認定)

### (国土交通省) 暮らし・にぎわい再生事業



<熊本駅前東A地区> (熊本市)  
駅周辺地区の再整備

### (総務省) 中心市街地活性化ソフト事業



<北の恵み 食べマルシェ> (旭川市)  
イベント等のソフト事業

### (内閣府) デジタル田園都市国家構想交付金事業



<空き店舗リノベーション> (山口市) <共創拠点ビジネス交流> (富山市)

### (経済産業省) 日本政策金融公庫による低利融資



<ザ・シロヤマテラス津山別邸> (津山市)

### 中小企業アドバイザーによる助言等

関係府省庁によるハード・ソフト事業支援

※認定計画事業は地方創生推進タイプの申請上限件数を緩和(R6年度～)